

給与 R4 システム 厚生年金保険料率改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、下記の内容につきましてご連絡申し上げます。ご査収のほどよろしく願いいたします。
なお、このたびの改定に伴うシステムのバージョンアップはございません。

敬具

1. 厚生年金保険料率の改定について

平成 16 年の年金制度改正において、最終的な保険料水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に給付水準が自動的に調整される仕組みである保険料水準固定方式が導入されたことに伴い、厚生年金保険の保険料率については、平成 16 年 10 月分から、毎年、0.354%（坑内員・船員については 0.248%）ずつ引き上げられ、平成 29 年 9 月以後は 18.3%に固定されることになりました。これにより、平成 29 年 9 月分から厚生年金保険の保険料率が以下のとおり改定されます。

(厚生年金保険料率)

厚生年金保険料率	事業主負担分	従業員負担分	全体
改定前	1000 分の 90.910	1000 分の 90.910	1000 分の 181.820
改定後	1000 分の 91.500	1000 分の 91.500	1000 分の 183.000

上記改定に伴い、弊社の給与システムをご使用中のお客様は、**9 月分保険料を徴収する前に従業員負担分の料率変更**が必要になります。

つきましては、料率変更の方法を以下のとおりご案内させていただきますので、手順にしたがいご対応くださいますよう、お願い申し上げます。

2. 料率変更が必要な会社

厚生年金保険の料率により、従業員情報に登録されている厚生年金保険料を自動計算している場合は、料率変更作業を行ってください。厚生年金保険料を控除していない場合や、従業員情報で直接厚生年金保険料を設定している場合は料率変更を行う必要はありません。

E i ボードで自動ダウンロードが有効になっているコンピューターでは、8 月 22 日 (火) に「社会保険関係料率マスター」が自動ダウンロードされます。料率変更は「料率配信受入」によって行われるため、手動で料率を変更する必要はありません。

- ・自動ダウンロードの設定方法や料率配信受入画面の初期設定については [サポート] → お知らせ欄「給与システム 料率配信受入 初期設定のご案内」をご参照ください。
<http://r4support.epson.jp/r4support/PInfoR4.nsf/R4/H000019>

「社会保険関係料率マスター」の自動ダウンロードは保守契約をされているお客様向けのサービスです。なお、自動ダウンロードは、お客様の PC がインターネットに接続されていることが前提となる機能です

3. 料率変更の作業を実施する時期の確認

まず、「社会保険の徴収」の設定内容を確認します。

- ①給与 R4 システムを起動して、会社を選択し [選択] をクリックします。
- ② [設定] → [計算条件] を選択します。
- ③「会社/計算条件の設定」画面が開きます。「社会保険の徴収」の設定内容を確認します。

給与計算	所得税の計算方法	<input checked="" type="radio"/> 月額表	<input type="radio"/> 電算機計算の特例
	単価計算の端数処理	<input checked="" type="radio"/> 小数点以下2桁に	<input type="radio"/> 小数点以下0桁に
	給与明細の通勤手当表示	<input checked="" type="radio"/> 通勤手当の支払額	<input type="radio"/> 通勤手当の月按分額
	社会保険の徴収	<input checked="" type="radio"/> 前月分(通常)	<input type="radio"/> 当月分(特別)
	住民税の徴収基準	<input checked="" type="radio"/> 支払月	<input type="radio"/> 支払月の翌月

(1)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「前月分(通常)」に設定されている場合

改定後の保険料率が適用されるのは、以下の給与・賞与からです。

- 【給与】・・・平成29年10月以降支払日となる給与
- 【賞与】・・・平成29年 9月以降支払日となる賞与

このように、給与と賞与とでは「新保険料率」で保険料を徴収し始める時期が異なるため、作業を実施する時期に注意が必要です。

【ケース 1】9月は給与の支給のみで、賞与の支給はない場合

- ①支払日が9月の給与は旧料率のまま給与処理を行います。
- ②翌月、支払日が10月の給与(または賞与)を選択し、10月の処理をする前に給与および賞与の厚生年金保険料率を新しい料率に変更します。

【ケース 2】9月に賞与の支払いがある場合

- ①支払日が9月の給与は旧料率のまま給与処理を行います。
- ②支払日が9月の賞与を選択し、9月の賞与処理をする前に賞与の厚生年金保険料率を新しい料率に変更し、賞与処理を行います。
- ③翌月、支払日が10月の給与を選択し、10月の給与計算をする前に給与の厚生年金保険料率を新しい料率に変更し、10月以降の給与処理を行います。

(2)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「当月分(特別)」に設定されている場合

改定後の保険料率が適用されるのは、以下の給与・賞与からです。

- 【給与】・・・平成29年 9月以降支払日となる給与
- 【賞与】・・・平成29年 9月以降支払日となる賞与

新しい保険料は、平成29年9月から徴収開始となりますので、9月の給与(賞与)処理を行う前に保険料率を変更します。

- ①支払日が8月までの給与(賞与)は旧料率の保険料率のまま給与処理を行います。
- ②翌月、支払日が9月の給与(または賞与)を選択し、9月の処理をする前に給与および賞与の厚生年金保険料率を新しい料率に変更します。

4. 料率変更前の確認事項

次に、従業員情報の厚生年金保険の設定内容を確認します。

- ①給与 R4 システムを起動して、会社を選択し [選択] をクリックします。
- ② [設定] → [従業員／一覧入力] を選択します。
表示欄で「全体」のチェックを外し、「社保」にチェックを付けます。
- ③厚生年金保険区分を確認します。
料率変更の対象・対象外の従業員が正しく設定されていることを確認してください。

従業員名 ※	健康保険区分	介護保険区分	厚生年金保険区分	雇用関係
敏明	あり	年齢判定計算	あり	なし
慶子	あり	年齢判定計算	あり	あり
喜美子	あり	年齢判定計算	なし 定額(固定) あり	あり
丈二	あり	年齢判定計算	なし	なし

厚生年金保険区分	内容
あり	料率と報酬月額によって保険料を自動計算する場合に選択します。
なし	保険料を徴収しない場合に選択します。
定額 (固定)	料率の設定によらず、固定の保険料を設定する場合に選択します。

- ④「厚生年金保険区分：あり」の従業員の厚生年金保険の等級・標準報酬月額・保険料の計算(水色)項目・上書(緑色)項目の設定を確認します。
上書されている項目のうち、料率変更により自動計算されてもよいものについては、項目を選択して上書を解除 ([上書] ボタンをクリックする) してください。

部門	従業員	個人番号	従業員名 ※	健康保険区分	介護保険区分	厚生年金保険区分	雇用保険区分	労務保険区分	健康保険番号	(原)標準報酬月額	(原)標準報酬月額	(原)標準報酬月額	(原)標準報酬月額	(原)標準報酬月額	厚生年金番号	(原)標準報酬月額	(原)標準報酬月額	(原)標準報酬月額	(原)標準報酬月額	厚生年金料
1	000000	管理	木村 敏明	あり	年齢判定計算	あり	あり	なし	1	650,000	650,000	35	92,370	11,327	0014000001	650,000	620,000	0	0	51,648
2	000000	管理	熱山 孝次	あり	年齢判定計算	あり	あり	あり	16	280,000	280,000	21	18,844	5,138	0123001236	280,000	280,000	17	0	24,358
3	000000	管理	時給 次郎	なし	なし	なし	あり	あり		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0

- ⑤従業員／一覧入力画面を [確定] で閉じます。

5. 保険料率の変更方法

次に、保険料率を変更します。

「社会保険関係料率マスター」が自動配信されるコンピューターでは、会社データ起動時、
・計算条件の「支払日の特別処理」「社会保険の徴収」
・「社会保険関係料率マスター」に登録されている「適用開始日」
から判断して、選択している処理月が料率変更対象の月である場合のみ、「料率配信受入」画面が表示されます。
「料率配信受入」画面が表示されたら、料率の変更内容を確認して [実行] をクリックしてください。(手動で料率を変更する必要はありません。)

項目	『計算条件』の保険料率	自動配信の保険料率
厚生年金_給与	90.910	91.500

厚生年金_給与
「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「前月分(通常)」の場合
給与の支払日 10月xx日
「当月分(特別)」の場合
支払日 9月xx日
に「料率配信受入」画面が表示されます。

厚生年金_賞与
賞与の支払日 9月xx日以降、はじめての賞与支払月に「料率配信受入」画面が表示されます。

①給与 R4 システムを起動して、会社を選択し [選択] をクリックします。

②処理月選択画面で新しい保険料で徴収を開始する月を選択して [選択] をクリックします。

「計算条件」の設定で社会保険の徴収が

「前月分(通常)」の場合
給与の支払日 10月xx日を選択
または、
賞与の支払日 9月xx日を選択

「当月分(特別)」の場合
支払日 9月xx日を選択

③ [設定] → [計算条件] を選択します。

④計算条件の設定画面が表示されます。前ページの料率変更を実施する時期の内容に応じて厚生年金保険料率を変更します。

保険料率 (従業員負担分) (/1000)	健康保険	給与	49.550	健康保険料率は協会けんぽ「東京都」の場合です。都道府県ごとに料率は異なります
		賞与	49.550	
	(内)特定保険	給与	18.650	給与の保険料率を変更すると賞与の保険料率に同じ値が自動設定されます。
		賞与	18.650	
	介護保険	給与	8.250	
		賞与	8.250	
	厚生年金	給与	91.500	
		賞与	91.500	
	厚生年金基金	給与	0.000	
		賞与	0.000	
雇用保険			3.000	

※厚生年金料率について：

厚生年金基金に加入している場合は、基金により料率や変更時期が異なりますので、確認の上、変更してください。

⑤ [確定] をクリックします。確認画面が表示されますので [はい] をクリックします。

従業員情報の厚生年金保険料が新しい料率で計算され、変更後に行う給与計算からは新しい厚生年金保険料が表示されるようになります。

6. 料率変更後の注意点

料率変更後に、給与や賞与の処理が済んでいる過去の月の支給明細を開くときには、あらかじめ「計算条件」の設定で「過去データの修正」を「なし」に設定しておいてください。過去月は「給与明細／個別照会」ボタンになり、明細を開いても自動計算されなくなります。（過去月の支給明細を修正する必要がある場合は、貸金台帳で修正を行ってください。）

また、当月の支給明細処理が済んだ後に、処理月を翌月を選択しないまま、料率変更を行った場合は、当月の支給明細に新料率を反映させないよう「給与明細／個別入力」で支給明細を開く前に[ロック]処理を行ってから、明細を開くようにしてください。

新料率変更後に、当月の支給明細の処理を行う（新料率を反映する）場合は[ロック]処理を行う必要はありません。

なお「給与明細／個別照会」では[ロック]処理はできません。

部門コード	部門名	従業員コード	従業員名	従業員名カナ	在職区分	給与パターン	役職	分類	処理	メモ
1	000000	管理部	01SE01	木村 初明	社員	000000: 基本パターン	0EP001:(役員) 取締役	001: 管理職	ロック	
2	000000	管理部	EP5004	藤山 孝次		000000: 基本パターン	EP7504: 主任	002: 事務職	ロック	
3	000000	管理部	EP7001	神谷 次郎		002000: 時給用	EP9999: 日給時給	002: 事務職	ロック	
4	00200A	営業部	EP0030	上原 進一		000000: 基本パターン	EP7501: 部長	001: 管理職	ロック	
5	00200A	営業部	SE3301	山本 文二		000000: 基本パターン	0EP002:(役員) 専務	001: 管理職	ロック	
6	S401	営業1係	EP0051	甲田 喜美子		000000: 基本パターン	EP7505: 係員	003: 営業職	ロック	
7	S401	営業1係	EP5002	富田 徳子		000000: 基本パターン	EP7503: 係長	003: 営業職	ロック	
8	S402	営業2係	EP0040	青田 慶子		000000: 基本パターン	EP7504: 主任	003: 営業職	ロック	
9	S402	営業2係	EP4012	富山 俊		000000: 基本パターン	EP7505: 係員	003: 営業職	ロック	
10	S402	営業2係	EP5003	田中 寿子		000000: 基本パターン	EP7505: 係員	003: 営業職	ロック	

計算条件の設定で「過去データの修正」が「あり」の状態でも過去にさかのぼって[ロック]されていない給与や賞与の入力画面を開くと、変更後の保険料で再計算されてしまいます。ご注意ください。

以上、よろしくお願いいたします。